

さめき水田営農だより

平成27年度 産地交付金の 内容が確定しました

産地交付金は、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物の生産の取組等が支援されます。国から配分された資金枠の範囲内で設定した、助成内容(交付対象作物・取組・単価等)は以下のとおりです(1～3ページ)。



多様な水稻の生産拡大

1 新規需要米生産加算

主食用米の生産数量目標の減少や農業者の水稻の作付意向を考慮し、生産調整の円滑な推進や農地の有効活用の観点から加算

【加算対象者】販売目的で新規需要米を生産する販売農家・集落営農

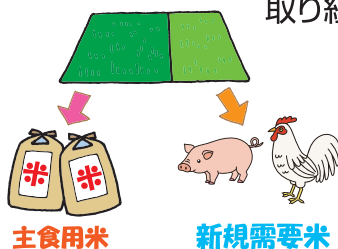
【加算対象面積】新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)生産面積

【加算単価】12,000円／10a

※担い手の経営安定を図る目的から、担い手(集落営農・認定農業者・認定新規就農者)の場合は、14,000円／10a

※自給率向上を進める観点から、担い手(集落営農・認定農業者・認定新規就農者)が多収性専用品種を作付けする場合(WCS用稲は除く)は、16,000円／10a

【留意点】需用者等に売り渡され、又は自家利用契約に基づいて利用されていること。表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのひとつ以上に取り組む必要があります。



新規需要米の生産性向上のための技術等メニュー

①専用品種の利用	②直播栽培
③田植え同時防除	④側条施肥の実施
⑤高度施肥管理 [生育診断に基づく追肥施用等]	
⑥共同乾燥調製施設の利用	

2 加工用米生産加算

加工用米を安定的に生産するため加算

【加算対象者】販売目的で加工用米を生産する販売農家・集落営農

【加算対象面積】加工用米生産面積

【加算単価】12,000円／10a

【留意点】表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのひとつ以上に該当するか取り組む必要があります。

加工用米の生産性向上のための技術等メニュー

①担い手(集落営農・認定農業者・認定新規就農者)の作付け
②高度施肥管理 [生育診断に基づく追肥施用等]
③共同乾燥調製施設の利用



1 麦担い手集積加算

担い手の経営の安定を図り、将来に向けて安定した麦生産を確保するため加算

- 【加算対象者】 販売目的で麦類を生産する担い手(集落営農・認定農業者・認定新規就農者)
- 【加算対象面積】 平成27年産の麦類(二毛作を含む)の水田・畑における作付面積
3,500円／10a
- 【加算単価】 ※集落営農・認定農業者・認定新規就農者が法人格を有する場合は、
2,000円／10aを加算
※「さめきの夢2009」を作付けした場合、2,000円／10aを加算

2 麦作拡大加算

実需者ニーズに即した効果的な生産拡大に向けて加算

- 【加算対象者】 販売目的で麦類を生産する販売農家・集落営農
- 【加算対象面積】 平成26年産から27年産の麦類(二毛作を含む)の水田・畑における作付拡大面積
- 【加算単価】 7,000円／10a
- 【留意点】 畑の場合、農業共済に加入していること及び表に掲げる生産性向上のための技術等メニューのひとつ以上に取り組む必要があります。

麦の生産性向上のための技術等メニュー(畑のみ)

①担い手	〔集落営農・認定農業者・認定新規就農者の作付け〕
②土地利用集積	〔加算対象者が自ら作業をしている作付面積の合計が50a超であること〕
③土壌改良	〔堆肥の導入・活用を含む〕
④耕うん同時施肥播種栽培	
⑤高度施肥管理	〔生育診断に基づく追肥の施用等〕
⑥営農排水対策等	〔事前浅耕、明渠、畝立て、土入れなど〕
⑦共同乾燥調製施設の利用	

3 大豆担い手集積加算

担い手の経営の安定を図り、将来に向けて安定した大豆生産を確保するため加算

- 【加算対象者】 販売目的で大豆を生産する担い手(集落営農・認定農業者・認定新規就農者)
- 【加算対象面積】 平成27年産の白・黒大豆(二毛作を含む)の水田、畑(黒大豆は除く)における作付面積
- 【加算単価】 12,000円／10a
- 【留意点】 畑の場合、農業共済に加入していること。



1 主要園芸品目助成(野菜)

主要な園芸品目(産出額上位9品目の野菜)の産地の活性化に向け助成

【助 成 対 象 者】 販売目的で9園芸品目(野菜)を生産する販売農家・集落営農

【助 成 対 象 面 積】 平成27年産(年度内に収穫したもの)の9園芸品目(表作のみ)の水田における作付面積

【助成対象作物及び単価】

レタス、ブロッコリー、アスパラガス	10,000円/10a
青ネギ、イチゴ、キュウリ	8,000円/10a
トマト	6,000円/10a
ニンニク	5,000円/10a
タマネギ	3,000円/10a

【留 意 点】 同一ほ場で同一又は別の対象作物が2回以上作付される場合は、1回限りの交付とします。

2 地域特産物助成等

地域の実情を踏まえ、多種多様な地域特産物の安定生産を図るため助成

各地域協議会が選定した地域特産物等の作付面積に対して助成。前年度から7割程度を増額して、産地づくりを支援。詳細は、各地域協議会へご確認ください。

3 そば、なたねの助成

戦略作物助成から産地交付金への移行に伴い設定

【助 成 対 象 者】 販売目的でそば、なたねを生産する販売農家・集落営農

【助 成 対 象 面 積】 平成27年産のそば、なたねの水田における作付面積

【助 成 単 価】 基幹作：20,000円/10a、二毛作：15,000円/10a

【留 意 点】 排水対策(排水溝の設置、畝立て栽培など)を実施する必要があります。

③ 自主的取組参考値を活用した取組に対する助成

農業者の主体的な判断により、配分された主食米生産数量目標から更に主食用米を減産する取組を支援

【助 成 対 象 者】 「自主的取組参考値」を活用した主食用米減産(深掘り)の取組申請を行い、販売目的で助成対象作物を生産する販売農家・集落営農

【助 成 対 象 作 物】 平成27年産の小麦(畑を除く)、加工用米、新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)

【助 成 対 象 面 積】 平成27年産主食用米の深掘り面積と平成27年産の交付対象作物の水田における作付面積のいずれか少ない面積

【助 成 単 価】 5,000円/10a

【留 意 点】 生産数量目標の確定通知と一緒に「自主的取組参考値」の提示をうけておく必要があります。

小麦・加工用米、新規需要米については、それぞれの生産性向上の技術等メニューのひとつ以上に取り組む必要があります。(1・2ページ参照)

【留意事項】

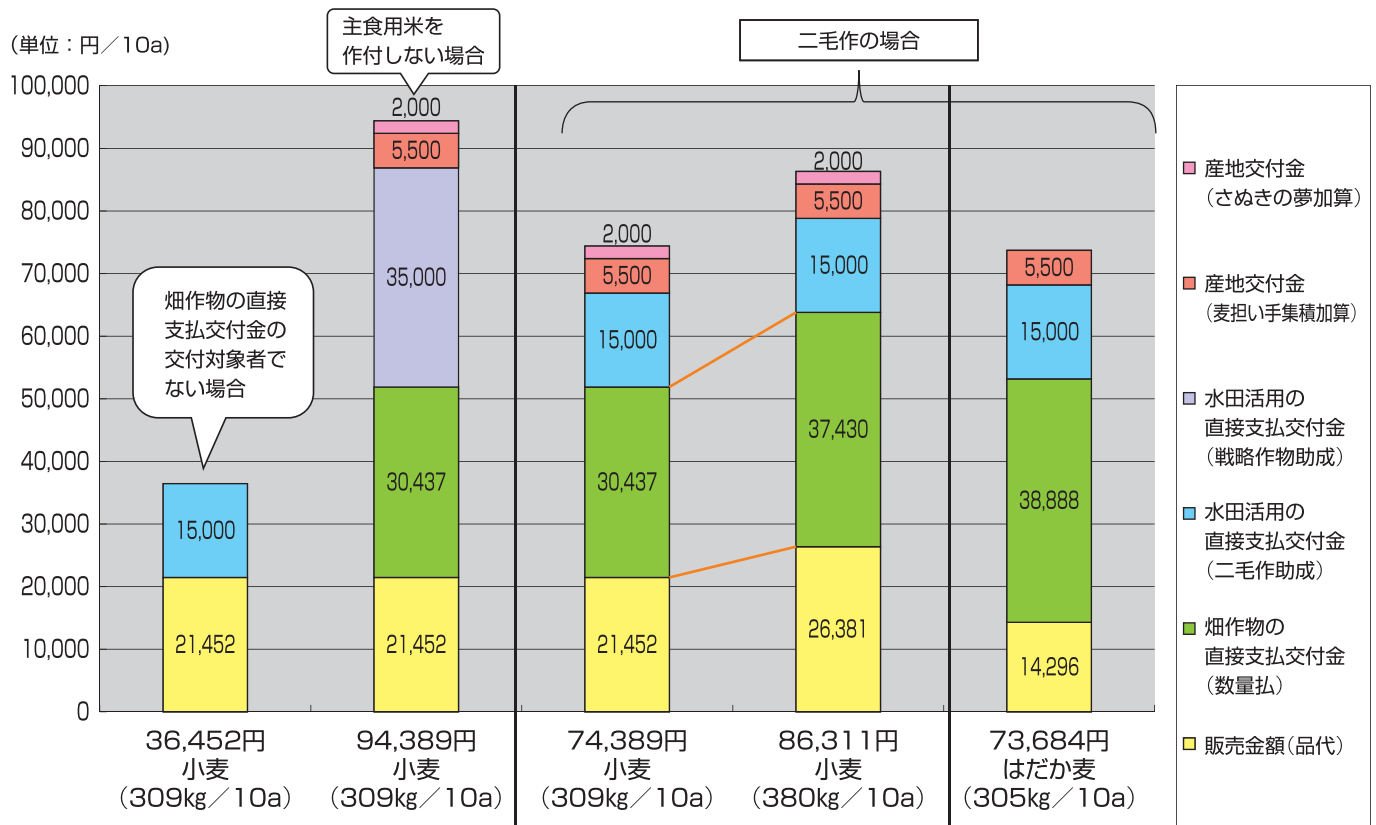
① 交付対象となるのは、平成27年度に収穫された対象作物で、販売目的で生産された場合です。平成28年度に収穫されるもの及び自家消費の作物は対象となりません。

② 作物別の作付実績が計画面積を上回った場合、助成単価が減額調整される場合があります。

経営所得安定対策等による麦の収入試算(27年産)

直接支払交付金の数量払いは、単収に応じて交付金額が増えます。

「さめきの夢2009」は適期播種と基本技術の励行により、高い単収が期待できます。



※単収 小麦単収309kg、はだか麦単収305kgは20～26年産(7中5)平均

※販売金額 平成27年産落札指標価格(税込)から算出

※数量払の単価 小麦1等Bランク、はだか麦1等Aランクの場合

※産地交付金 認定農業者、集落営農、認定新規就農者のうち法人格を有する場合で算定

「さめきの夢」生産拡大加速化事業を活用して生産拡大を!

「さめきの夢2009」の増産要望に応えるため、県とJA香川県が共同で小麦の大規模作付の担い手を支援します。

【対象者】

小麦「さめきの夢2009」の平成28年産作付面積を平成27年産実績と比較して、面積維持・拡大しようとする認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

【助成内容】

平成27年12月末までに播種されたことが確認された小麦の作付面積のうち、10haを超える部分をA区分、8ha以上10ha未満分をB区分として助成

A区分(10haを超える部分) 4,500円/10a以内

B区分(8ha以上10ha未満分) 3,000円/10a以内

上記の麦の試算に
プラスされます!

【申請先】

10月末までにJA香川県各地区営農センターに計画書の提出が必要です。

「さめきの夢2009」の生産拡大 で所得向上を図りましょう



「さめきの夢2009」は実需者からの評価も高く、生産拡大が求められています！

麦は、主要な農業機械が水稻と同じであることから、少ない設備投資で規模拡大が可能です。冬場の休耕地に麦を作付けすれば、雑草の発生を抑えるなど農地の維持管理にも有効なうえ、麦の収入が得られます。実需者からの増産要望が高い小麦「さめきの夢2009」の作付拡大で、水田の有効活用を進め、農業所得の向上を図りましょう。

平成27年産から、畑作物の直接支払交付金(ゲタ)の交付対象者の要件が変わりました

平成27年産から畑作物の直接支払交付金(ゲタ)は、次のような「担い手」が交付対象者となっています。

- | | | |
|---|---|------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 認定農業者② 認定新規就農者③ 一定の要件を満たす集落営農組織 | } | 規模要件はありません |
|---|---|------------|

これから先、米麦を中心に安定した経営を続けるためには、「担い手」として交付対象者になることが重要です。

認定農業者となったり、集落営農組織への参加や立ち上げを検討するなど、交付対象者となって、麦の作付拡大をぜひよろしくお願いします。

集落営農組織を
立ち上げて、
地域の農地を守ろう！



集落の遊休農地で
麦を作って、農業所得
を向上しよう！

麦を経営に取り入れてみませんか？

「さぬきの夢2009」は実需者からの評価も高く、生産拡大が求められています。「これまで麦を作ったことはない」という方も麦を経営に取り入れてみませんか？（5ページに記載されているとおり交付金の対象者になるには「担い手」が要件です）

例① 水稻単作から米+麦の二毛作へ！



水稻あとの冬場の農地管理のための耕うんにコストがかかる。

例② 冬場の農地の有効活用に！



冬場は露地野菜を作っているけど、集積した農地の全てに野菜を作付するのは労力的に難しい。

例③ 集落営農で地域の遊休農地を解消！



集落の人と協力して集落内の遊休農地を解消したい。

麦作に
チャレンジ
してみましょう！



麦作付ほ場でのカラスムギの防除対策は、夏場の湛水が効果的！

近年、難防除雑草であるカラスムギなどの雑草が発生している麦ほ場が見られます。多発生ほ場では、雑草種子の混入、生育障害、倒伏による品質・収量の低下が問題になっています。

カラスムギの効果的な防除方法としては、夏期に30日程度の湛水を行うことにより種子を腐らせ死滅させることができます。



カラスムギ発生ほ場

お知らせ

「平成27年度 香川県麦づくり研修大会」を開催します

日 時 平成27年8月3日（月）午後1時30分～

場 所 丸亀市綾歌総合文化会館アイレックス
（丸亀市綾歌町栗熊西）大ホール



●内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課
香川県 農政水産部 農業生産流通課
香川県農業再生協議会 ホームページ

TEL:087-825-2503
TEL:087-832-3418
<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>